

第128回 統計委員会 議事録

1 日 時 平成30年11月22日（木） 9:30～10:50

2 場 所 中央合同庁舎第2号館 8階 第1特別会議室

3 出席者

【委員】

西村 清彦（委員長）、北村 行伸（委員長代理）、河井 啓希、川崎 茂、清原 慶子、西郷 浩、嶋崎 尚子、白波瀬 佐和子、関根 敏隆、永瀬 伸子、中村 洋一、野呂 順一、宮川 努

【臨時委員】

縣 公一郎、石井 夏生利、藤原 静雄、山澤 成康

【幹事等】

内閣府大臣官房総括審議官、総務省政策統括官（統計基準担当）、財務省大臣官房総合政策課経済政策分析官、文部科学省総合教育政策局調査企画課長、厚生労働省政策統括官付参事官付統計企画調整官、農林水産省大臣官房統計部長、経済産業省大臣官房調査統計グループ長、国土交通省総合政策局合理的根拠政策立案推進本部長

【審議協力者】

内閣府経済社会総合研究所長、内閣府経済社会総合研究所総括政策研究官、内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部長、総務省統計局統計調査部長、日本銀行調査統計局参事役、東京都総務局統計部社会統計課長

【事務局（総務省）】

横山大臣官房審議官

統計委員会担当室：櫻川室長、肥後次長、阿南次長、上田次長

政策統括官（統計基準担当）：三宅政策統括官、北原統計企画管理官

4 議 事

（1）諮問第116号の答申「農業経営統計調査の変更について」

（2）部会の審議状況について

（3）その他

5 議事録

○西村委員長 それでは、定刻となりましたので、ただ今から128回統計委員会を開催いたします。

それでは、議事に入る前に、本日用意されている資料について、事務局から簡単に御説明をお願いいたします。

○櫻川総務省統計委員会担当室長 では、お手元の資料について、議事の内容と併せて確認させていただきます。

本日は、答申が1件、部会報告が3件です。まず、「諮問第116号の答申「農業経営統計調査の変更について」」の資料が資料1-1から資料1-4まで、「全国消費実態調査及び家計調査の変更について」の資料が資料2-1から資料2-3まで、「国民生活基礎調査の変更について」の資料が資料3、「統計法施行規則の一部改正について」の資料が資料4、「QEタスクフォース会合報告」の資料が資料5-1及び資料5-2です。

資料の確認は以上となります。

○西村委員長 それでは、最初の議事に入ります。

諮問第116号の答申「農業経営統計調査の変更について」の答申案についてです。河井部会長から御説明をお願いいたします。

○河井委員 それでは、農業経営統計調査の答申案について報告いたします。

本件につきましては、9月の統計委員会に諮問された後、10月1日と18日、11月1日と計3回、8時間の部会審議を行いました。

3回目の11月1日の部会において、答申案の方向性に関する合意が得られましたので、その後、私を中心に調整を行い、書面決議の手続を経て、最終的な答申案を取りまとめたものです。

それでは、お手元にあります資料1-1の答申案を御覧いただければと思います。

今回の答申案の構成につきましては、1ページから8ページ目までの本調査計画の構成、8ページの下段からの2の前回答申の今後の課題及び基本計画への対応状況、そして、9ページの中段以降からの3の今後の課題と、計3部の構成といたしました。

また、今回の審議過程で判明しました調査票の誤字・脱字等の修正を、少し多いのですが、12ページから14ページの別紙の1に、また、審議で適当とされた事項を15ページの別紙の2に整理し、本文の方には指摘事項を中心に、ポイントを絞って簡潔に記述することといたしました。

それでは、1ページ目に戻っていただければと思います。

まず、1の調査計画の変更の承認の適否につきましては、承認して差し支えないと整理をいたしました。調査対象の属性的範囲、報告を求める事項及び集計事項において指摘した事項については、具体的な修正案を改めて示して、改善を求めています。

先月の統計委員会でおおむね6ページ目までの審議状況を報告し、特段の御意見もありませんでしたので、本日は7ページ目以降の修正を指摘している事項と今後の課題を中心に報告させていただければと思います。

それでは、7ページ目を御覧ください。

変更後の生産費調査票では、生産のために使用した資材や負担金等の金額、数量等を把握する調査事項を再編する計画です。

これにつきましては、調査事項の設定自体はおおむね適当と整理されましたが、その注記、図8の赤枠部分の末尾におきまして、「「計」の欄への記入は不要」という記述があるのですが、こちらはかえって報告者に紛れが生じ、正確性の確保という点でも支障が生

じるのではないかという御指摘がありましたので、図9のとおり、原則は「計」の欄へ記入を求めることや、「計」に対する内訳を明確にするように修正を求めることといたしました。

次に、8ページ目のキの集計事項の変更で指摘されておりますのは、前回報告しました1ページ目のアのとおり、今回の変更により、これまで個別経営体に含まれておりました個別法人経営体、いわゆる一戸一法人が、法人経営体に含まれることとなりますが、これまでの結果と時系列比較も確保できるよう、一戸一法人と組織法人経営体の結果表章も継続するよう求めていることに関連した指摘です。

次は、2の前回答申における今後の課題及び基本計画への対応状況についてです。

まず、1つ目、家族経営体の大規模階層及び組織経営体への標本の重点化並びに家族経営体における営業利益等企業会計と同様の調査項目の把握の検討については、今回、大規模階層区分の細分化並びに経営統計調査における法人経営体及び生産費調査における組織法人経営体の標本を拡充する標本計画に変更しておりますし、経理事項を把握する調査事項につきましても、税務申告書類や財務諸表から転記可能な項目に変更されておりますので、適当と整理いたしました。

次に、9ページ目の(2)の調査対象区分の見直しにつきましては、先ほど説明いたしましたように、個人経営体、法人経営体による区分に変更されておりますので、適当と整理いたしました。

(3)の「ほ場間の距離」及び「団地への平均距離」の調査結果を踏まえた検討については、平成29年度の調査から導入した調査事項のため、調査結果がまだ公表されておられませんので、引き続き検討課題と整理いたしました。

最後に、3の今後の課題についてです。

今回の変更は、「農林水産業・地域の活力創造プラン」などに基づく農林水産施策の変化に対応しつつ、調査の簡素・効率化及び報告者負担の軽減等を図るため、調査対象区分から集計事項に至る調査計画の全面的な見直しを計画しているものであり、その方向性は評価されるものと考えられます。

一方で、本調査は農林業センサスを母集団情報とした標本抽出を行い、5年間調査対象を固定しておりますが、今回の変更は2020年農林業センサスの結果を基にした母集団情報の更新及び標本抽出を行う前に見直すこととなります。また、調査体系や調査方法等、調査計画全般の見直しに伴い、調査結果や利活用への影響も懸念されます。

このため、今回の変更による調査事項の記入状況や報告者負担の状況を含めた調査の実施状況、調査結果の継続性等について多角的に確認・検証を行った上で、2020年農林業センサスの結果を踏まえた標本抽出までに、更なる改善・見直しを求めることといたしました。

その上で、5つの事項について、特に留意するように求めています。

まず、今回の変更では、先ほども説明いたしましたように、法人格の有無を基準として経営統計調査の調査対象区分を変更することとしたものの、生産費調査につきましては変

更の対象外となっていることから、利活用上の支障も考慮しつつ、検討する必要があるとしたものです。

次に、10ページ目の（2）の標本設計の必要な見直しの検討は、今回の変更に伴い、特に営農規模の大きな法人経営体において、1経営体当たりの農業粗収益の分散が大きくなる可能性もあるため、分布状況などを事後的に検証し、より実態に即した標本設計となるように必要な検討・見直しを求めたものです。

次に、（3）の調査結果の推計方法の妥当性の検証・検討については、今回の変更で新たに農業経営体全体の結果を推計することとしておりますが、個人経営体が年々減少し、法人経営体が増加する傾向にある中、ベンチマークの切り替えにより調査結果に断層が生じることも懸念されますので、調査結果を踏まえつつ、推計方法の妥当性を検証・検討するよう求めたものです。

（4）の調査票の構成及び調査事項の更なる見直しの検討につきましては、今回の調査票の構成及び調査事項の新設・再編に伴い、調査票への正確かつ的確な記入の確保や調査結果等にも影響が生じることが考えられます。

このため、調査結果の検証・分析の結果や調査結果の利活用状況を踏まえて、調査票の構成及び調査事項全般について精査し、必要な見直し・改善を行うよう、4つの事項を特記して、対応を求めています。

具体的には、アの米生産費調査票については、現在、食用米に限って把握する調査事項が中心になっておりますが、農業経営という観点からは、飼料用米を含む米全体を把握することなどについて整理・検討するというものです。

イは、報告者負担軽減の観点から、地域農業再生協議会や農業共済組合等が保管する情報、さらには、報告者自身が保有する既存の管理データ等を活用する可能性について検討するというものです。

次のウは、機械化の進展に伴い、作業別労働時間を男女別に把握する必要性や、現状の高齢者に重点を置いた年齢区分について、65歳未満の若い年齢階層の実態も把握することが可能になるよう、区分の見直しを検討するというものです。

エは、先ほど説明しました前回の答申における課題のうち、取組が終わっていない「ほ場間の距離」及び「団地への平均距離」の調査結果と生産コストとの関連性を分析・精査するというものです。

最後の（5）のオンライン回答の推進の検討につきましては、現在のオンライン回答率は1%にも満たないという状況ですが、報告者が回答しやすい、分かりやすい電子調査票への見直しは、紙調査票の改善にもつながることや、オンライン回答にインセンティブが働くような情報提供の充実を通じて、オンライン回答率の向上を検討するよう求めたものになっております。

簡単ですが、私からの答申案の報告は以上になります。

○西村委員長 ありがとうございます。それでは、ただ今の答申案の御説明について御質問、あるいは御意見等はございますか。

ただ今の御報告にもありましたが、今回の変更計画は、報告者の負担抑制にも配慮しつつ、行政ニーズの変化に対応した統計を効率的に提供するために、調査体系や調査方法等調査計画全般を根本的に見直すものとなっています。

その意味で、農林水産省における今回の取組は、統計改革の趣旨に沿ったものと評価したいと思います。

一方で、今後の課題でも指摘されていますように、今後、2020年農林業センサス結果を基にした母集団情報の更新による標本の抽出替えも予定されていますので、今回の変更がゴールということではなく、今回の変更による調査結果についてしっかりと確認し、検証して、明らかとなった課題の見直し、それから改善を図るスタートラインとしていただくようお願いします。

なお、これとは直接関係ないのですが、本調査が超える問題として、最近問題になっているような外国人労働者についても、よりの確な把握を今後行っていかなくてはならないという形になります。そのようなことについても、できるだけ、これは本調査だけではなくて、他の調査にも当てはまることですが、前広に考えていくことも今後の重要な課題として考えていかなくてはならないと思います。

なお、今回の部会審議は、変更事項が多岐にわたったことや、農業経済分野という専門的な領域の統計であったことから、延べ8時間という審議時間となったとの御報告がありました。

このような統計、統計調査については、例えば、あらかじめ部会長を中心に、専門委員の知見を活用して、審議項目の絞り込みを行った上で部会審議の効率化を図ることなども、検討の対象ではないかと思っております。

この点につきましては、改めて皆様と意見交換などを行いたいと思います。

それでは、答申案についてお諮りしたいと思います。

「農業経営統計調査の変更について」の本委員会の答申は、資料1-1の案のとおりとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○西村委員長 それでは、答申案のとおりといたします。

産業統計部会に所属されている委員の方々におかれましては、部会での御審議、どうもありがとうございました。

それでは、次の議事に移ります。

次の議事は、人口・社会統計部会で審議されている諮問第117号「全国消費実態調査及び家計調査の変更について」に関する審議状況について、白波瀬部会長から御報告をお願いいたします。

○白波瀬委員 よろしくお願ひいたします。それでは、人口・社会統計部会における全国消費実態調査及び家計調査の変更に関する審議状況について、報告いたします。

両調査の変更につきましては、これまで合計で3回審議を行ってまいりましたが、先月の統計委員会では、第1回の部会審議の結果を報告いたしましたので、本日は10月29日に

開催した第2回の部会の審議状況と、11月12日に開催いたしました第3回の部会の審議状況について報告いたします。

なお、報告は、右上にあります「資料2-1」を中心に行いますけれども、先月配布できなかった第1回の部会の議事概要と第2回の部会の議事概要は、後ろにあります、資料2-2、資料2-3として配布しておりますので、適宜御参照のほどお願いいたします。

さて、先月の統計委員会においても報告いたしましたように、今回の変更は社会情勢の変化や利用者ニーズ等を踏まえ、資産項目や年間収入、単身世帯の結果精度等の向上を図る一方で、報告者や実査機関の負担軽減を図るという、両者トレードオフの関係にある課題の解決を目指しまして、調査計画全般を抜本的に見直す計画となっています。

また、今回の変更計画における個々の変更事項は相互に関連しているため、本部会における審議の進め方については、まず、本調査を変更することとなった背景事情や解決しなければならない課題、実施者の現状等について、委員全体が共通認識を得た上で、変更計画全般を俯瞰的に審議し、個々の変更事項について総合的に適用判断するという方針で審議を進めてまいりました。

こうした審議の下、第2回、第3回の部会審議においては、委員からの御意見などを基に、調査計画の修正が必要と考えられる事項や調査実施に当たって留意すべき事項等を中心に、一通り整理を行いました。

その結果、資料2-1の冒頭に記載しておりますように、今回の変更計画は全体として、資産項目や年間収入、単身世帯の精度向上を図りつつ、報告者や実査機関の負担軽減を図るという観点から、本調査の課題に適切に対応するための積極的な取組として、全般としては評価できるという結論に至りました。

次回の第4回の部会では、この全体としての評価の下に答申を審議するという事としております。本日は、あくまで現段階での整理状況の報告となりますので、御留意ください。

それでは、資料2-1に沿って報告いたします。

まず、調査計画において議論となった事項については、資料2-1のひし形マークの1つ目から3つ目です。右側の、「審議の状況」というところ、コラムのところなのですが、1点目は、OECDの等価可処分所得の算定基準の改定に対応するための調査事項の変更です。

第2回の部会において、調査実施者から、資産保有税として固定資産税、都市計画税、自動車税、軽自動車税、自動車重量税の5つの税の一括的な把握と企業年金掛金の年間支出額を新たに把握したいとの変更案が示されました。

これについて委員等からは、等価可処分所得の算定に資するものであり、国際比較可能性の向上という観点からも評価できるという意見が大勢を占めました。一方で、この資産保有税については、固定資産税、都市計画税の不動産関連の税と、自動車税、軽自動車税、自動車重量税の自動車関連の税と区別して把握すべきとの意見がありました。

この意見を受けまして、第3回の部会においては、調査実施者から不動産関連の税と自動車関連の税とを区別して把握する旨の補足説明があり、部会としても了承いたしました。

なお、これについては答申案の中で指摘させていただきます予定です。

また、2つ目のひし形のマークにありますように、第2回の部会において、耐久財等調査票の廃止についても議論いたしました。

具体的には、委員から、耐久財等のうち自動車の保有状況の把握を継続することで交通施策の検証等に活用できるのではないかとの提案がありました。

これについて、第3回の部会において、調査実施者から、自動車関連の税を不動産関連の税と区分して把握するとともに、家計簿調査におけるガソリンの支出状況や内閣府が実施している、消費動向調査の結果、一般財団法人の自動車検査登録情報協会が毎回公表しています自動車保有車両数統計などで代替することが可能であることや、本調査結果を交通施策の検証等に活用するには若干の限界もあるとの課題提示もありました。

部会としても、耐久財等調査票が報告者にとって非常に忌避感が強いこと、本調査が直面している課題の一つである結果精度の向上を考慮しまして、耐久財等調査票の廃止はやむを得ないであろうという措置だということの対応であるという結論に至りました。

なお、この議論に関連して、消費動向調査の充実も必要ではないかとの意見もあったことを、この場で紹介させていただきます。

次に、3つ目のひし形のマークですが、本調査の結果表章における職業分類の在り方です。

全国消費実態調査では、従来から世帯主等の職業について、資料2-1の別添のとおり独自の分類表を用いて格付けした区分により職業分類として結果表章を行っておりますけれども、第2回の部会において、ほかの統計調査との比較可能性の観点から、日本標準職業分類に準拠した格付け表章を行うべきではないかとの指摘がありました。

これについては、第3回の部会において、調査実施者から、従来の結果表章との時系列変化を可能とするため、独自の分類表による表章を継続するとともに、新たに日本標準職業分類に準拠した結果表章を行う方向で検討したいとの補足説明があり、これをもって部会としても了承したという次第でございます。

これについても答申案の中で指摘させていただきます。

また、第2回の部会におきまして、今回廃止する調査事項について調査実施者から説明を受けましたが、いずれも結果の利活用、ニーズ等を勘案しまして廃止するという一方で、これについての特段の異論は示されませんでした。

次に、今回調査の実施に当たって、留意することが必要と考えられる事項についての報告です。

1点目は、資料2-1の4つ目のひし形です。今回の変更計画は相互に関連する複数の事項を同時に変更するため、報告者や実査を担う地方公共団体等の業務量に影響を生じる可能性があります。このため、調査実施者においては、調査実施までに引き続き関係機関との十分な調整を行うということが必要と整理しております。

2点目は、次のひし形マークにあるとおり、本調査の結果集計に当たっての指摘です。

今回の変更では、家計調査等の結果データを統合して集計に活用するなど革新的な、かつ大幅な変更という内容になっておりますけれども、この集計手法については大学等との共

同研究を活用するなどして更なる改善を検討し、結果の提供に反映していただくとともに、その情報を広く、分かりやすく提供することが必要と整理しております。

3点目は次のひし形マークにありますとおり、この調査結果の公表に当たっての指摘です。

今回の家計簿調査の期間を3カ月から2カ月に短縮するということや、オンライン家計簿を導入することによって、調査結果に断層が生じるなどの影響も想定されます。このため事前に影響の要因分解、つまり、何が結果なのかということが分かるように個別データにフラグを付すなどの処置をして、その検証結果が可能なように情報提供を行うことが必要というように整理しております。

また、資料2-1の裏面の(2)を御覧ください。

本調査と一体的に変更する家計調査につきましては、全国消費実態調査の調査事項との整合性を高めるための変更のため、適当と整理しておりますが、家計調査世帯特別調査は、家計調査の報告者に報告を更に求めるということになりますので、この報告者に対して、特別調査が全国消費実態調査の一調査であるということを十分に理解していただきますよう説明することが必要であるというように整理しております。

続いて、現段階において今後の課題として整理する予定の事項について報告いたします。資料2-1の裏面の一番下の左側でございます「答申(案)の構成、今後の課題候補(案)」の欄を御覧ください。

今回の変更は調査計画全般を抜本的に見直すものですので、調査結果に様々な影響が生じることが想定されます。そのため、調査実施後も調査実施機関の意見、要望を丁寧に聞き取って、今後、検証を行うなどして、次回の調査実施に向けて不断の検討・改善を行っていただきたいというふうに強く考えております。

また、全国消費実態調査と家計調査等、家計に関する統計調査については、今後、調査の位置付けや相互の役割分担、基幹統計としての統合と、体系的整備・利用を図る必要があるというふうに考えております。

併せて、その際には、全国消費実態調査という名称や目的についても見直す余地がないかということも、検討していただきたいと考えております。

以上をもって、変更事項について一通りの審議が終了いたしましたので、引き続き第3回の部会において答申案の構成について審議しましたところ、合意が得られましたので、報告させていただきます。具体的には、先ほどの欄の右側でございます「答申(案)の構成」であります。

欄のとおり、答申の冒頭において、本調査の背景事情、課題、こちらと変更計画の概要を記述した上で全体的な評価を記述するというスタイルで、通常答申案の構成とは若干異なります。これにつきましては、これまで報告したとおり、今回の変更が、一元的に見ればトレードオフの関係にあるという位置付けにある課題を、できるだけ解決するというか、改善を試みるという形で、調査計画を進めたということになっております。

なお、具体的な答申案につきましては、次回の部会において取りまとめる予定としております。

以上が、第2回、第3回の部会における審議結果の概要です。今後の予定につきましては、変更事項等の審議は一通り終了いたしましたので、今後、事務局とも相談しつつ答申案のたたき台を整理した上で、12月3日月曜日に開催する予定の第4回の部会において答申案の合意を得て、12月の統計委員会に報告をさせていただきます。

私からの説明は以上です。

○西村委員長 ありがとうございます。ただ今の御報告について、何か御質問等はございますか。

宮川委員、どうぞ。

○宮川委員 詳細な御報告、どうもありがとうございました。

これは答申といえますか、部会の審議状況そのものについてではないのですが、私から少し疑問に思った点を申し上げます。昨今、私どもの国民経済計算体系的整備部会の関連で、シェアリング・エコノミーをどう捉えるかということに関し、これをプラットフォームから捉えるか家計から捉えるかというような議論がありました。その議論との関連でこの統計も、家計の面からシェアリング・エコノミーに携わっておられる方の実態を捉えることができるのではないかというような気がしています。

実は、資料2-1の別添の2014年の全国消費実態調査職業分類というところを見させていただいているのですが、例えば、昨今起きてきている、いろいろ規制はありますけれども、個人の資産を活用して運輸業とか宿泊業とかを行うというのは、個人営業世帯の6、7とかそういうところで捉えられるのかどうか、少しお伺いしたいと思います。

○西村委員長 どうぞ。

○阿向総務省統計局統計調査部消費統計課長 結論から申しますと、かなり細かく把握するというのは非常に難しいのではないかと思います。

それで、ここの職業のところも、日本標準職業分類に準拠した表章も、先ほどの部会長のとおりに、私どもとしても前向きに検討していきたいと思っておりますが、それでもやはり世帯主の主な職業ということになりますので、職業の面から見るのはなかなか難しい面はあるかと思います。

他方で、世帯の収入を区分けしてまいります。ここの中に事業収入というのが少し入ってまいりますけれども、これも細かく分けていくというのはなかなか難しい側面があるかと思います。いずれにしても、シェアリング・エコノミー、これまで御検討、御研究あったかと思いますが、そういったものの整理を受けて、需要側の方も、今後、検討していく必要性はあるかと思っております。

○白波瀬委員 よろしいですか。

○西村委員長 どうぞ。

○白波瀬委員 シェアリングをどこから見るのかというのが、やはり一番難しいと思うのです。それで、同時に、360度でものごとを見るというのも難しいかもしれない。

今回は、従業上の地位と職業というのを明確に分けてカテゴリーをして、他の調査と同じにするという形での変更ではあったのですが、ただ、やはり、そういう日進月歩で新しくある状況については、あくまで家計から見るという形にはなってくるかと思いま

すけれども、積極的に考慮しながら検討を進めていただくということで進めたいと思います。

○宮川委員 ありがとうございます。

○西村委員長 ほかにいかがでしょうか。

本件につきましては、これまで計3回の部会審議で、変更内容の審議がおおむね終了したとの御報告を受けました。部会として、答申案には、今回の変更内容を調査実施者の積極的な取組として評価した上で、調査計画全体について俯瞰しつつ、個別の事項もしっかりと指摘するという白波瀬部会長の方針を、私は支持してきました。さらに、基幹統計の統合や調査名称の見直し等についても指摘する方向で考えておられるということについて、私も賛同したいと思います。

また、白波瀬部会長からは、今回の取組はスタートラインとして、引き続き家計に対する調査の体系的整備という観点から、集計内容や提供情報の充実を推進してほしいとのコメントもございました。私も、統計調査の改善には不断の検討が欠かせないということを考えており、このコメントも非常に重要なものと考えています。

今の、宮川委員からのシェアリング・エコノミーに関しての点についても、先ほどの外国人労働者の問題と同じように、問題はこれから大きくなっていくというか、その問題を発見するためにも、実は、いろいろな統計で何とかとる努力をしていかななくてはいけないと思いますので、そういった点をこれから統計委員会として考え、そして、実施部局とも相談、協議しながらやっていくという形にしたいと思います。

最後に、予備日である12月3日には部会を開催し、答申案の審議を行うということですので、引き続き、部会審議に加わっていただいている白波瀬部会長、各委員の皆様には、よりよい答申の採択のため、引き続き御審議をお願いいたします。

それでは、次は、同じく人口・社会統計部会で審議されている諮問第118号「国民生活基礎調査の変更」に関する審議について、これも白波瀬部会長から御報告をお願いいたします。

○白波瀬委員 引き続き、よろしくをお願いいたします。

資料3によりまして、国民生活基礎調査の審議状況について報告いたしますけれども、第3回目となる部会につきましては先日11月19日と、委員会の直前の開催となりましたので、資料への反映ができておりません。口頭での報告となりますことをあらかじめ御了承ください。

さて、この国民生活基礎調査につきましては、前回の委員会でも報告しましたように、まず、前回答申における今後の課題への対応状況を中心に審議を進めております。

11月8日に開催されました第2回目の部会では、資料3の冒頭に記載しておりますように、前回答申における3点の課題のうち、非標本誤差の縮小に向けた更なる取組について、第1回目の部会で指摘された6つの事項に対する調査実施者の補足説明も踏まえまして、審議いたしました。しかしながら、部会として適否を判断し、合意を得るところまでには至りませんでしたので、その際に示された意見を紹介させていただきます。

まず、1つ目の丸のように、国勢調査結果とのかい離を是正するという観点からは、調査実施者の試算結果を見る限り、一律に拡大乗数を設定するのではなくて、世帯の類型別等の層別にきめ細かな拡大乗数を設定することが効果的ではないか。

また、2つ目の丸のように、現行の推計方法に比べまして、他の推計方法による試算結果がさほど改善されていない、あるいは、さほど違いがないとの理由で、現行の推計方法が適当とするロジックは理解しがたく、結果がさほど変わらないのであれば、国勢調査結果を用いた集計方法の方が利用者にも受け入れられやすいのではないのか。現行の推計方法により非標本誤差を小さくできるとの根拠は、調査実施者から御説明を受けた限り乏しく、試算結果を見ても、積極的に支持する根拠は薄いなどの指摘がございました。

これらの指摘に対して、調査実施者からは、国勢調査の中間年における世帯構成割合の推計手法や世帯と同様の補正を行うことによる世帯人員のかい離などの課題について、引き続き検討したいという説明がありました。

しかしながら、委員等からは、3つ目の丸のように、10年以上前から検討を進めており、研究会として検討は進められてきた訳ですが、問題点を再確認できたということでは、あまりにも検討に時間がかかりすぎて、改善へのスピード感がないのではないかという意見が出た次第です。

また、これまで検討してきた努力と問題に対する蓄積が無駄にならないよう、早急に改善に向けて動かなければならない時期になっており、そのためにも、次回部会までに、改善に向けた明確なスケジュールを提示すべきであるという厳しい御指摘もありまして、3回目の部会において、厚生労働省から、今後の具体的な対応スケジュールをお示ししていただくという経過に至った次第です。

次に、資料2ページの調査方法の見直しにつきましては、審議の中で、ポスティングによる郵送回収を2020年の簡易調査から来年2019年の大規模調査に前倒しして実施する方向で検討しているという補足説明が、調査実施者からありました。

これについて、審議に参加していただいている都県から、1つ目の丸のように、調査員が混乱しないよう、郵送回収の導入時期や実施方法等について、早目にかつ明確な方針を示してもらいたいという意見もありました。

さらに、郵送回収に切り替えるための世帯への訪問回収等の実施方法についても、何回訪問するのかとか、調査票の回収期限のぎりぎりまで訪問してもらおうとか、曖昧な部分があるため、調査員に負担が生じるようであれば、調査実施者として明確な実施方針を積極的に示すことが必要であり、重要ではないかという指摘もありました。

また、2つ目の丸のように、郵送回収の導入のみでは、特に若年層の回収率の改善効果はさほど期待できないのではないかという意見もあり、早々にオンライン調査も導入すべきという意見もありました。

以上のような指摘を踏まえまして、11月19日に開催されました第3回目の部会では、郵送回収の効果等を丁寧に確認した後、資料に添付しておりますように、裏表だと3ページですが、新しい対応方針に関する提案についての内容を中心に審議しました。

この提案では、冒頭、都市部を中心とした若年単身層の捕捉が十分ではないなど、回収率の低下から生じる非標本誤差の拡大、国勢調査結果とのかい離の縮小、解決すべき課題・問題点を整理した上で、その改善に向けた調査方法や推計手法の見直しに取り組むこととして、スケジュールと工程表も併せて提示されております。次に、見直しに関するスケジュールです。

次ページの別添1とあります、見直しに関するスケジュール（案）を御覧ください。

まず、一番上の面接不能世帯を対象とした郵送回収の導入につきましては、当初計画を1年前倒して、当初では2020年の簡易調査からということだったのですけれども、大規模調査ということで来年2019年に導入し、一部導入ということなのですけれども、その欠陥を反映しつつ、2020年の簡易調査からは、全面的に導入するという提案です。

また、この対象地域につきましては、次のページにありますように、各都道府県の意向も踏まえまして、かなり現場の都道府県の皆様には御苦勞をかけておりますけれども、現場とのやり取りで、その意向調査の結果も踏まえまして、回収率が比較的低めの都道府県、政令指定都市を中心に、全体としては約4割にポスティングによる郵送回収の方法を導入するという提言です。繰り返しになりますが、2020年の簡易調査からは、全面的にポスティングによる郵送回収の方法を導入するということです。

これにつきましては、来年からの一部導入による実施状況の検証や、地方自治体の意見を踏まえまして、必要な見直しを行うとともに、結果の提供に当たっては、ある意味の段差、一部だけで実施しますので、調査手法が違うことによる、あるいは見直しに伴う影響についても、十分な情報提供を行っていただくよう指摘した上で、部会としても了承した次第です。

繰り返しになりますが、異なる調査が一部に導入されることに伴う調査結果への影響というのを、丁寧に公開していくということです。

スケジュール（案）に戻っていただきます。1ページに戻っていただきまして、2点目の推計方法の見直しにつきましては、国勢調査結果により近づくよう推計方法を見直すこととしまして、早急に情報提供を開始するとともに、来年度から有識者会議を立ち上げて、具体的な改善方法を検討し、2020年の早期に中間報告を、また、来年年末までに結論を得るという提案でございます。また、その検討状況については、統計委員会にも報告して情報共有し、アドバイスもいただきながら、早期に実用化を図るということになります。

これにつきましては、諸外国の推計方法に関する研究結果や、準備調査で得られた情報も含めまして、2020年調査のデータも検討に利用するよう指摘した上で、部会としては、これによろしいということで了解した次第です。

3点目の、スマートフォン対応を含むオンライン調査の導入につきましては、導入に向けた工程表を2019年の半ばまでに策定した上で、調査経路、調査時期、調査票の再編、基本的に、スマートフォンにするということは、今、幾つかの調査が重なっている状況ですので、調査方法も含めて検討に取り組むということです。

これにつきましても、次々回となります2022年の大規模調査からの導入を目標とすることを確認した上で、部会として了承しました。

なお、この調査票の再編等に関連して、高齢者関連施設などの扱いについても検討してほしいという意見があったことを申し添えます。

ただ今、報告しましたように、これらの具体的な提案につきましては、今回の審議・指摘を真摯に受け止めていただいたと評価する一方で、前回の答申を受けた課題を調査実施者として真摯に受け取っていただいたとは思いますが、前倒しに積極的に検討を始めていただけたら、もう少し今回の方針についても、いろいろな変更が可能であったのではないかと、若干残念に思う次第であります。

基本的に、現時点でできることを最大限お示ししていただいた訳ですけれども、少し、その辺りのスピード感を上げていただきまして、今後、更なる調査の改善に向けて努めてほしいということです。

第3回目の部会では、その後の調査事項の変更につきましても、一部審議を進めました。そのうち、教育の状況を把握する調査事項につきましては、前回の大規模調査から新たに追加いたしました特別支援学校、特別支援学級の選択肢を削除するという提案です。

これについては、昨今の障害者統計を取り巻く状況を踏まえ、この実態把握という重要な課題を受けて、これを把握することで、回収率の明らかな低下とか、未記入率が高まったという明確なデータや証拠がない限りにおいては、削除するだけの強い根拠がないと判断し、この調査事項については削除せずに継続把握すべきではないかと強い御意見があり、次回の部会においても、調査実施者から補足説明を求め、再度、審議することにしました。

第2回目、第3回目の部会の審議概要は、以上でございます。

最後に、今後の予定ですけれども、3回目の審議でも全ての審議を終えることが、できませんでしたので、4回目の部会を12月6日に開催いたしまして、残りの審議事項を審議した上で、答申案について整理・検討する予定でございます。

私からの報告は以上です。

○西村委員長 ありがとうございます。ただ今の報告について、何か御質問等はございますか。

私も、ただ今の白波瀬部会長からの御報告にもありましたように、厚生労働省は、きちんと前回答申やその審議状況を踏まえている訳ですから、精度向上への取組を、もっと前にスピード感を持って進めていけば、今回の変更がかなり効果的な対応になったのではないかと思いますので、その点は、私は若干ではなくて非常に残念に思います。

対応をやはり前広に行うというのは非常に重要な点なので、あらかじめ行っていれば、比較的あとは対応ができやすいし、それから、調整も楽になると思いますので、その辺のところは、他の官庁にも関係することですので、考えていただきたいと思います。他府省の統計幹事の皆様も、それぞれが所管されている統計の今後の課題の解決に当たって、この点は非常に重要な点ですので、十分に留意していただきたいと思います。

一方で、今回の部会審議の結果を真摯に受け止めて、取組を進めようとしている厚生労働省の姿勢、特に、工程表に基づく取組を統計グループの力を合わせて推進するとされたことは、今回の審議の成果であるということで高く評価したいと思います。

全国消費実態調査と並行的に審議を進められている中、白波瀬部会長を始め、今回の審議に携わっていただいている北村委員、嶋崎委員、永瀬委員及び専門委員の皆様に、本当に感謝を申し上げたいと思います。

今後、12月6日に開催する部会において、答申案を審議するということですので、よりよい答申が採択できるよう、引き続き、よろしくお願いいたします。

それでは、次の議事に移ります。

次の議事は、統計制度部会で審議されている諮問第120号「統計法施行規則の一部改正について」に関する審議状況について、北村部会長から御報告をお願いいたします。

○北村委員 それでは、11月9日及び16日に開催された統計制度部会における統計法施行規則の改正案に関する審議状況について、資料4に基づき、報告いたします。

なお、統計制度部会は、改正統計法第45条の2において、政令又は総務省令の制定改廃の際、統計委員会の意見を聞くこととされたため、これらの審議を行う部会として、従前の匿名データ部会を発展的に改組し、設置されたものです。

本部会は7月20日の第124回統計委員会において設置されましたが、設置以降、今回が初めての審議となります。

今、申しあげましたとおり、本諮問が設置されて最初の部会審議となること、法令案の審議となるため従来の基幹統計の審議とはその性質が異なっていることなどから、まだ試行錯誤を繰り返している状況ですが、その点、御理解いただき御審議いただければ幸いです。

お配りしております部会報告資料について、下線部を御覧になりながらお聞きください。

まず、資料4の1ページ、「1. 調査票情報の提供等の条件としての「相当の公益性を有する統計の作成等」」についてです。

主な改正事項は、今回拡大する調査票情報の提供が可能な「学術研究の発展に資すると認められる統計の作成等」として認めてよいと考えられるものについて、従来認めていたものに対応する形で、高等教育を行う機関もしくはその教員が責任を持って統計の作成等を行う場合、又は公益法人の公益事業としてチェックされる場合のように、認めてよいと考えられるものについて、できるだけ明確に改正規則案第19条第1項第1号のイ(1)から(3)で規定し、規定しきれないものために同号イ(4)をバスケット規定として規定するものであります。

なお、バスケット規定に対応するものについては、ガイドライン等で例示することを想定しているということです。

これについては、調査票情報等の具体的な利活用の範囲、つまり、相当の公益性を有する統計の作成等として適当なものか、国民、企業などの統計調査の対象者に係る情報の保護の観点から見て問題はないかなどの論点から重点的に審議し、第1回部会における審議を踏まえ、まず、資料の1ページから2ページに記載されているように、専修学校（専門課程）及びその教員について、2案に整理しました。

2案の詳細は資料のとおりですが、簡単に説明しますと、第1案は、改正規則案を適当とした上で、学術研究の発展に資するものであることを実質的に求めるというものです。

他方、案2は、第19条第1項第1号イ(1)から(3)に、専修学校(専門課程)又はまたは当該学校に所属する教員を含まない形での修正を求めるものです。この場合、専修学校(専門課程)又は当該学校に所属する教員が行う研究については、個別に学術研究の発展に資するものかを同号イ(4)において実質的に判断するというものです。

第2回部会で両案について審議いたしました。資料の2ページから3ページにかけて記載されておりますように意見が分かれ、部会としての案をまとめるには至っておりません。したがって、第3回以降の部会において引き続き審議することとなりました。

また、資料の3ページですが、教員の範囲については、改正規則案は適当とし、省令の解釈として、調査票情報の提供が可能な場合として、教員の所属する組織の裏書がある場合に限定することを適当とし、その内容をガイドライン等によって示すことを求める方向としました。

また、資料の4ページですが、法第34条第1項の、いわゆるオーダーメイド集計の範囲についての改正事項は、教育目的部分を高等学校レベルまで拡大することを除き、これまでの範囲をそのままとし、加えて、官民データ活用推進基本計画において解決が期待できる8つの重点分野のいずれかに関する統計の作成等で、当該統計の作成等が国民経済の健全な発展等に寄与するものである場合は委託に応じることができると規定しています。また、法第36条第1項の匿名データの提供の範囲についても同様に、その範囲を拡大するものとして規定しています。

これについては、調査票情報等の具体的な利活用の範囲、つまり、相当の公益性を有する統計の作成等として適当なものか、国民、企業など統計調査の対象者に係る情報の保護の観点から見て問題はないかなどの論点から審議し、オーダーメイド集計と匿名データの提供の両制度は、制度導入後10年間にわたり安定して運用されてきたこと、また、これらの制度は調査票情報自体が提供されるものではないことから、国民の統計調査に関する信頼を損なうおそれが小さいと考えられることから、適当とする方向としました。

次に、資料の5ページを御覧ください。

「2. 調査票情報等の適正管理措置」についてですが、調査票情報の適正管理措置と匿名データの適正管理措置は書き分けて規定していること、調査票情報の提供を受けた者の適正管理措置のうち物理的管理措置は、改正法第33条第1項の規定によるものについては、その公益性の高さを踏まえて規定していることなどとしています。

これについては、保護すべき情報に応じた必要十分な適正管理措置となっているか、改正法の趣旨を踏まえ、調査票情報の利活用の推進に関し、実務上の問題はないかなどの論点から審議し、改正規則案を適当とする方向といたしました。

また、資料の6ページを見ていただくと、主な改正概要として、個人情報保護法ガイドラインで採用されている安全管理措置のカテゴリーを基本に、各主体が適正管理措置として講ずべき内容を省令レベルにどの程度記載するのが適当かを考え、適正管理措置を主体ごとに書き分けて規定していること、措置の内容としては、現在の調査票情報等の適正管理に係る運用(ガイドライン)を踏まえつつ、他の制度に規定されているものを参考に規定しているものとしています。

これについては、他の制度と比較して必要十分な措置となっているかとの論点から議論し、改正規則案を適当とする方向といたしました。

次に、資料7ページを御覧ください。

「3. 調査票情報の提供範囲や適正管理措置の明確性」についてです。

調査票情報の提供範囲については、改正法第33条の2第1項の規定による調査票情報の提供が可能な場合については、改正規則案第11条第1項各号に対応する形でできるだけ明確に規定し、適正管理措置については、改正法第39条及び第42条において、適正管理措置を講ずべき主体ごとに規定されていることを踏まえ、各主体が適正管理措置として講ずべき内容を省令レベルにどの程度記載するのが適当かを考え、適正管理措置を主体ごとに書き分けて規定しています。

これについては、調査票情報の提供等を受ける者にとって分かりやすく明確な基準（範囲）となっているか、どの主体がどのような適正管理措置を果たすべきか明確になっているかなどの論点から審議をし、改正規則案を適当といたしました。省令の解釈を示すガイドライン等において、分かりやすい説明に努めてもらうとともに、国民にとって分かりやすい制度概要や解説をホームページなどに掲載することを求める方向といたしました。

次に、資料の7ページの「4. 調査票情報の提供等に関する手続」については、匿名データの提供に係る現行の手続規定を参考にし、また、調査票情報の提供の欠格事由に係る事項や提供要件の該当性に関する事項を追加するなど、規定しています。

これについては、調査票情報の提供等の条件を確認する手続として必要十分か、他の制度と比較して適切な手続か、過重な手続となっていないか、提供される調査票情報等の適正管理措置について確認する手続として必要十分かとの論点から審議し、改正規則案を適当とする方向といたしました。

次に、9ページの「調査票情報の提供等に関する公表手続・事項」についてであります。これは諮問事項ではありませんが、諮問者から、申出人の職業を公表事項とすること、2段階目の公表を原則3カ月以内とすることについて、見解を求められました。

これについては、申出人の職業を公表事項とすることについては適当といたしました。また、2段階目の公表を原則3カ月以内とすることについては、適当とする方向といたしました。

今後の予定ですが、第1回と第2回において精力的に審議いたしました。一部、結論が出ていない論点が残っている状況です。

12月7日に予定されている次の部会では、結論が出ていない論点について更に審議を行うとともに、答申案について審議したいと考えております。

その後は書面審議も活用しながら、12月の統計委員会に答申案をお諮りしたいと考えております。

私の報告は以上です。

○西村委員長 ありがとうございます。ただ今の報告について、何か御質問や御意見等はございますか。

統計制度部会で御審議いただいている統計法施行規則の改正については、今回の法改正の大きな柱である調査票情報の提供範囲の拡大など、二次的利用に関する条件や手続等の具体化が盛り込まれているものであり、利用者の注目度が高いものであるという一方、統計調査に対する国民の信頼を確保する観点から、情報保護を制度的にしっかりと担保する必要があります。統計制度部会においては、この両面の立場から、引き続き丁寧な審議をよろしくお願ひしたいと思います。

併せて、北村部会長に私からお願ひがあります。

1年前に住宅・土地統計調査の匿名データについて審議した際、匿名データの作成時期が遅く、もっと早期化すべきであるとの指摘が委員からなされたと記憶しております。

このため、匿名データの利用者への早期提供に向けて、統計委員会の審議をより計画的、効率的に実施していく必要があると考えております。

そこで、統計制度部会において、提供の早期化につながる今後の統計委員会審議の計画的かつ効率的な実施についての検討をお願ひし、対応について2月をめどに本委員会に御報告をお願ひしたいのですが、北村部会長、お願ひできますでしょうか。

○北村委員 はい、承りました。

○西村委員長 ありがとうございます。

匿名データの提供の早期化の取組については、基本計画にも記載があり、かつ、統計研究研修所の支援を得て行うことになっています。統計制度部会における検討には総務省統計研究研修所の積極的な協力もお願ひしたいのですが、統計研究研修所を担当している総務省、よろしいでしょうか。

○佐伯総務省統計局統計調査部長 西村委員長。

○西村委員長 どうぞ。

○佐伯総務省統計局統計調査部長 しっかり対応させていただきます。

○西村委員長 どうもありがとうございます。

北村部会長をはじめ、統計制度部会の皆様、御協力いただく皆様については、御負担をおかけいたしますが、よろしくお願ひいたします。

それでは、次の議事に移ります。

前回の統計委員会において、SNA部会のQEタスクフォースにおける審議状況について、本委員会に報告するよう要請いたしました。これは事案の緊要性に鑑みたものです。

本日は山澤座長が会場には来られていませんので、宮川座長代理から御報告をお願ひいたします。

○宮川委員 それでは、第3回QEタスクフォースの審議状況について報告をいたします。先ほど御説明がありましたように、山澤座長に代わりまして、座長代理である、私、宮川から報告をいたします。

第3回QEタスクフォースにおきましては、(1)統計委員会からの統合比率に関するデータ提供要望等、(2)国内家計最終消費支出における統合比率の再推計の2点について審議いたしました。

前回タスクフォースにおきまして積み残しになった論点といたしましては、このほか、(3) 企業設備投資についての統合比率の検証・再推計がありましたが、こちらは(1)と関連が深いことから、(1)に含めて審議をすることとしました。以下、概要を説明いたします。

まず、統計委員会からの統合比率に関するデータ提供要望等ですが、内閣府より説明がありました。続いて、委員提出資料として関根委員より御意見がございました。これらについては資料5-2の4ページから7ページを御覧いただきたいのですが、技術的な内容が多いことから、詳細な紹介は控えます。

この資料5-2の4から7についての訂正版は、内閣府の資料、国民経済計算部の訂正版は、新たに席上配布になっているということです。

○肥後総務省統計委員会担当室次長 はい、そのとおりです。

○西村委員長 これは、差し替えですか。

○宮川委員 差し替えです。

○西村委員長 席上配布がありますが。

○上田総務省統計委員会担当室次長 差し替えを皆様に配布しております。

○肥後総務省統計委員会担当室次長 配布させていただいています。すみません。

○宮川委員 こうした御説明に対して、お1人の委員より、「QEタスクフォースにおいてこの課題を審議することに違和感を覚える」との意見が寄せられたほか、作成の難易度が高いデータ、これは後ほど説明いたします資料5-1の5.にあるデータが中心になるかと思われませんが、これに関しましてはデータの有用性と内閣府の作業負担のバランスに十分配慮すべきとの意見が複数ありました。このほか、データ提供の期限をめぐる意見交換や、過去の検討経緯に係る質問等もございました。

こうした審議を踏まえ、内閣府のリソース制約に配慮することを確認した上で、座長が審議を取りまとめました。これらにつきましては資料5-1を御覧ください。ポイントは以下の5点でございます。

このうち、先ほど申し上げた「データの有用性と内閣府の作業負担のバランスへの配慮」に関しては、5点目にあります「統計委員会との協議」の中でしっかりと対応したいと考えております。

1点目、内閣府は最大限の努力を続ける。

2点目、需要側・供給側推計値は2月中旬をめどに提供する。

3点目、準備に手間がかかる共通推計項目は、個別の品目ごとに提供の難易度を3段階に分類し、1月25日国民経済計算体系的整備部会に報告する。

4点目、そのうち比較的難易度が低いものは部会報告後できるだけ早期に提供する。

5点目、難易度が高いものは、その必要性や代替の可能性も含めて、1月下旬以降、統計委員会と協議して可及的速やかに結論を得る。

この取りまとめでは、データ提供時期に関して、統計委員会からの当初の要望を見直しております。これは内閣府が他の多くの課題を抱えていることにも配慮して、QEタスクフォースとしても、内閣府と一緒に現実的な線を模索したものでございます。両者

が知恵を絞った結果ですので、内閣府には今回お示しした期限をしっかりと守っていただきたいと要請しました。そのためには、まず、内閣府自身で検討体制を強化することを強く希望いたします。無論、QEタスクフォースとしても、内閣府による検討の進め方や作業の工夫に関して、前広に相談に乗っていただきたいと考えております。

また、必要に応じて、統計委員会担当室が内閣府の作業をサポートすることも選択肢となります。実際、委員の中からは、こうしたサポートを支持する指摘もございました。このように、内閣府、統計委員会、事務局の三者が一体となって、この課題に取り組んでいく方針でございます。タスクフォースの構成員の皆様にも御協力いただきたい旨を要請し、御快諾いただいております。

なお、この取りまとめと内閣府の資料の間では、データ提供時期をめぐって、意見の相違が残っております。私自身は、これからの審議を通じてこうした相違を埋めていく所存ですし、必ず歩み寄れるものと考えております。この点に関して、内閣府からも「最大限の努力を続けたい」と前向きな回答をいただいていることも併せて報告いたします。

続いて、民間設備投資についての統合比率の検証・再検証に関して報告をいたします。こちらに関しては、特に宿題はありませんでした。このため、内閣府に対して、平成31年2月中旬にデータが準備でき次第、速やかに検証を行い、3月をめどとして本タスクフォースに御報告いただくことを要請いたしました。

次に、(2)国内家計最終消費支出における統合比率の再推計です。内閣府からは委員会が要望した推計結果や統計量などについて御説明がありました。こちらに対して、「需要側推計値に係る計数が有意水準を満たしていない」などの指摘が出されましたが、結論自体は問題がない、了、ということで取りまとめました。なお、内閣府に対しては、来年度以降、統合比率の再推計に関して十分な余裕を持って報告するよう、改めて要望いたしました。

以上が私からの報告でございます。

○西村委員長 ありがとうございます。しっかりと御審議いただき、タスクフォースとしての取りまとめまで無事にこぎ着けていただいたということであります。座長、それから構成員の皆様は元より、QEデータの提供に向けて前向きな案を提示した内閣府や事務局にも大きく感謝したいと思います。

私自身、申し上げたいこともありますので、こちらは後ほどにすることにして、委員の皆様、ただ今の報告について、何か御質問や御意見等がございますか。

中村委員、どうぞ。

○中村委員 この「課題を審議することに違和感を覚えると申しました1人の委員」というのは私ですので、一言申し上げたいと思います。

QEタスクフォースの役割は、QEの推計精度の確保・向上であります。それで、今回のデータ提供の要請の中には、2015年以前の過去について現行基準のQEベースの系列を作ることを含みます。例えば、R&D投資を当時の資料で推計するとどうなるかというようなことでもあります。

そういうことが、今後の「QEの推計精度の確保・向上」とどういふふうに関係するか、私には見出すことができませんでしたので、つまり、タスクフォースの役割以外のことについて取りまとめを行うということに違和感を覚えたということを申し上げました。

また、データの提供期限につきまして、QEの推計作業と重なる2月中旬ということになっておりますけれども、この要望自体につきまして、当初は一委員からの要望だったと思っておりますけれども、現在は統計委員会としての要望となっております。このデータ提供の維持作業のために、QEに万が一事故が生じた場合に、統計委員会としてどういう責任を取るのかということについて、私は全く分からないところであります。

○西村委員長 分かりました。ほかに御意見等ございますか。

それでは、私の意見を述べたいと思います。

今回のQEデータ提供は、提供されるデータによってユーザーによる様々な景気分析及び予測を可能とすることが有用であるとの観点から行われているものであります。一連のQE精度向上において、内閣府自身によるQEの包括的見直しと、車の両輪というふうを考えております。

そういう意味では、今回の統計改革に関しましては、データを提供する側と、データを利用する側との間の対話なりを積極的に行い、こちらによって統計データの分析を向上させるのが基本的理念です。したがって、提供者が提供し、こちらをユーザーが使うという形で、ものごとが進行するということは、私は今回の統計改革の精神に反すると考えておりますので、そういう意味で、車の両輪ということでありまして。そのような意味で、今回のデータ提供の充実は、統計改革において重要な課題であると考えております。

一方で、言うまでもなく、内閣府はQEのみならず基準改定やSUT体系移行など多くの検討課題を抱えています。このため、需要側・供給側推計項目を2月中旬をめぐり、共通推計項目をそれ以降に、という2段階での提供という工夫は、私としては現実的だといふふうに思っております。

そういう意味で、内閣府は今回の取りまとめに示された期限を尊重して、こちらを遵守するように最大限の取組をよろしくお願いしたいと思います。これは、最終的には調整という形になりますから、最終的な結論ではなくて、これから調整を通じて、よりよい方向に持って行くという形になります。

それから、「最初は一委員の要望だったものが、統計委員会の要望にいつの間にか変わった」というのは、私は非常に不愉快です。そうではなくて、一委員の要望であったものが、統計委員会の、正確には宮川部会長のところですが、そこにおいて様々な議論を経て、その部会の意思になったと私は理解しておりますし、そういうことでよろしいですか、宮川委員。

○宮川委員 では、私の方から少し申し上げますが、もちろん、制度的にはこの統計委員会から、当初は委員の要望を受けているわけですが、それは先ほど中村委員が言われたようなQEが今置かれている現状に鑑みて、統計委員会としても考えようということに対応してきたつもりです。

先ほど、少し追加的に申し上げますと、2の部分、今回、内閣府の方で国内家計最終消費支出に関する統合比率の再推計をやっていただいて、これは了としているわけですが、実際には、ここにもありますように、需要側推計値のパフォーマンスについて質問が出ております。それで、そうしたものを今後改善していかざるを得ない以上、一方で、内閣府の方で、先ほど中村委員がおっしゃったように、QEというものをきっちりとしたスケジュールで出していかななくてはいけないという、2つのミッションを並行して行っていく以上、一方で今の内閣府の推計を認めた上で、更に、推計精度、代替的な推計精度を向上するデータを精査していくという必要があるかと思えます。こちらは、ある意味で言えば、1と2もつながっていると私は考えておりますし、タスクフォースの中ではそうした御意見もございましたことを申し添えます。

○西村委員長 その際に重要な点は、当然のことながら、これは現実的にやらなくてはいけないものですから、最終的にはできることと、できないことというのがありますので、できないことをやってほしいと言うのはできませんから、そういう意味では、最終的な調整のプロセスを通じて現実的なところに落としていただくということを、QEタスクフォースにお願いしたいと考えています。

それで、その際には、特に作成が難しい共通推計項目については、QEと同等の推計を行うというような、正攻法という、今、そういう形で捉えているように思うのですが、こちらはやはり無理だろうということは私が考えても分かりますので、その意味では、より簡易な推計方法とか、代替的な推計方法などのより負担の少ないデータ作成方法について、柔軟な検討をお願いしたいというふうに思います。

また、特に重要なのは、そういうところでは、内閣府がみずから責任を持つということもさることながら、委員の知見を生かしながら、内閣府と統計委員会とそれから事務局の三者が一体となって課題に取り組むということが重要であり、そのような形になっていると考えております。これは、私は委員会における関与の在り方として一つの理想型のように思いますので、しっかりと三者で協力して、できるだけ早くデータの提供がなされ、かつ、分析がなされるという様にさせていただきたいと思いますが、あくまでも、できることとできないことというのは当然選別して、できることをとにかくやるということをお願いしたいと思います。

そのような意味で、データの提供時期や共通推計項目の扱いをめぐって意見の相違が残されているということについては、当然のことながら現実的にならなければいけないのですが、同時に、内閣府のリソース不足が制約になっているということは、これはまた事実だと思えます。先ほど申し上げましたように、今回のデータ提供は、内閣府自身のQEの包括的見直しというものと「車の両輪」という形になっています。そのような見地からすれば、その両方のニーズに対してリソースを確保すべきであったし、これからも確保すべきであると考えております。そういう意味で、これから統計改革推進会議においても、私はいろいろな形で問題提起をしたいと思えますし、内閣府にはその様な面での更なる配慮をお願いしたいと思います。

いずれにしましても、意見の相違は審議を通してこれから埋めていくという必要がありますし、先ほど申し上げましたように、現実的な形で解決されるべきだと思います。と同時に、今後の進め方やそれからリソースの配分については、当然のことながら前広に、できるだけ早い段階でいろいろな対処をとっていくということをしなくてはなりませんし、そういうものに統計委員会が積極的に関与するということは、今回の統計改革の中の非常に重要な点であります。そういったことを、そのマニフェストを、これから果たしていきたいというふうに思います。いずれにしましても、引き続き、精力的な審議をお願いしたいと思います。

また、内閣府には最大限の努力を続けるということを改めてお願いします。この点について、内閣府から何かありますか。

○長谷川内閣府経済社会総合研究所総括政策研究官 データ提供の作業につきましては、引き続き、最大限の努力を続けてまいりたいと思います。

○西村委員長 それでは、本日用意した議題は以上です。

次回の委員会の日程について、事務局から御連絡をお願いいたします。

○櫻川総務省統計委員会担当室長 次回の委員会は、12月17日月曜日の午前に開催する予定です。具体的な場所も含め、詳細につきましては別途連絡いたします。

○西村委員長 以上をもちまして、第128回統計委員会を終了いたします。